

令和7年10月
国土交通省航空局

「航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について

1. 背景

令和6年1月2日に羽田空港で発生した航空機衝突事故を踏まえ、「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」の「中間取りまとめ」が同年6月24日に公表され、このうち制度的措置が必要な事項について手当てするため、航空法等の一部を改正する法律（令和7年法律第55号。以下「改正法」という。）が令和7年6月6日に公布された。

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第47条の規定により、空港等の設置者は国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準（以下「機能確保基準」という。）に従って空港等を管理しなければならないと定められており、機能確保基準の具体として、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第92条において、空港等の設置者が確保すべき、空港施設の維持や空港の安全運用等に関する基本的事項が定められているところである。今般、改正法を踏まえた具体的措置について、規則第92条に定める、空港設置者が遵守すべき機能確保基準に追加するため、所要の改正を行う必要がある。

また、改正法により新設される技能発揮訓練の有効期間等の詳細な内容を当該規則に委任していること等を踏まえ、規則について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）機能確保基準への具体的措置の追加（規則第92条・民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成25年国土交通省令第63号）関係）

- ① 空港の設置者が、国土交通大臣が定める指針に従い、滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修を行うとともに、当該誤進入の防止に関する関係者との連携体制を整備することを新設する。（規則第92条第4号）
- ② 滑走路に進入する車両を使用する者に対して、当該車両に位置情報及び識別記号をモードS信号により自動的に送信する機能を有する装置を装備させることを新設する。（規則第92条第16号）
- ③ 滑走路、誘導路、エプロンその他の航空機に接触するおそれがある区域において、業務（航空機の利用者又は当該利用者から委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）の需要に応じて行

うもの限り、法第二条第二項に規定する航空業務を除く。)を行う者に対して、事故等を防止する措置を講じさせるとともに、国土交通大臣が必要と認める場合に事故等の調査に協力させることを新設する。(規則第92条第17号)

- ④ 空港における事故等の防止措置に関する必要な協議を空港の管理者及び当該業務を行う者その他の関係者との間で行うための協議会を組織することを新設する。(規則第92条第18号)
- ⑤ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則において、上記の機能確保基準の新設に伴い、所要の改正を行う。

(2) 技能発揮訓練制度の創設(規則第162条の19~第162条の22関係)

- ① 技能発揮訓練のうち登録訓練機関が行う訓練と同等以上の内容を有するものの要件を、本邦航空運送事業者が運航規程に基づき行うもの(以下「エアラインのCRM訓練」という。)等と定める。(規則第162条の19)
- ② 技能発揮訓練の有効期間は2年とすることを定める。(規則第162条の20)
- ③ 修了証明書等の携帯義務が免除される場合として、エアラインのCRM訓練を修了した者が航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む場合等を定める。(規則第162条の22)
- ④ その他所要の規定の整備

3. 今後のスケジュール(予定)

公 布 : 令和7年11月下旬

施 行 : 令和7年12月1日(月)

ただし、航空法施行規則第92条第1項第16号については、令和8年3月30日(月)までの間は、適用しない。